

令和3年度第3回  
岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和3年11月30日(火)  
場 所 全建総連厚生会館 4階大ホール

岐 阜 県

## 1 出席者

<委員> 9名（欠席委員2名）

- ・向井会長、板谷委員、宇佐美委員、萩巣委員、桑原委員、小林委員、中原委員、三井委員、美谷添委員

<県（事務局）> 10名

- ・高井林政部長、平井林政部次長、平野林政課長、長屋恵みの森づくり推進課長、伊藤県産材流通課長、田中森林整備課長、安達治山課長、垂見技術総括監、藤下100年の森づくり推進室長、吉峯林業経営改革室長

## 2 議事

- ・議第1号 地域森林計画の樹立及び変更について

## 3 報告事項

- ・林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について

## 4 配布資料

- ・地域森林計画 樹立・変更（案）の概要 …… 資料1
- ・第14次飛騨川地域森林計画書（案） …… 資料2
- ・木曾川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料3
- ・揖斐川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料4
- ・宮・庄川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料5
- ・長良川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料6
- ・岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等の報告について …… 資料7

## 5 議事録

### 13時30分開会

(事務局) ※垂見技術総括監

時間が参りましたので、ただ今から令和3年度第3回岐阜県森林審議会を開催いたします。それでは、初めに高井林政部長よりご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※垂見技術総括監

本日は、委員11名中、9名の方のご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので委員の皆様のご理解をお願いいたします。さらに、本日は報道関係の取材がありますので、撮影についてご了承をいただきたいと思います。

議事に入る前に、次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※垂見技術総括監

それでは議事に入りますが、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましても会長が務めることとなっておりますので、会議の進行は向井会長にお願いいたします。向井会長、よろしくお願いいたします。

(向井会長)

それでは、本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録の署名者に萩原委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議第1号「地域森林計画の樹立及び変更」について、まず事務局から諮問文の配布をお願いします。

～事務局が諮問文を配布～

(向井会長)

では、事務局から審議事項の諮問文の朗読をお願いします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

・ 諮問文朗読

林第472号 令和3年11月30日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
令和3年度第3回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び長良川森林計画区の地域森林計画の変更について

(向井会長)

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

～資料1～6に基づき地域森林計画の樹立及び変更について説明～

(向井会長)

ただいまのご説明の地域森林計画の樹立及び変更について、ご質疑、ご意見ございませんか。

(荻巣委員)

8ページの岐阜県の森林づくりのゾーニングと14ページの伐採計画量の算定の考

え方の関係性について、もう少し説明をしていただきたいと思います。例えば、皆伐がすべて木材生産林の中で行われるのか、切り捨て間伐や搬出間伐が、どういう区分の中で行われるのかを説明していただけるとありがたいです。

それともう一つ、国の方の木材生産機能維持増進森林という言葉がありましたが、これと県の100年の森林づくり計画の木材生産林との関係性についても、あわせてお願いいたします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

まず、県の森林配置計画における木材生産林は、皆伐して植栽して育ててまた伐って植えてというもので、これが今回の地域森林計画の皆伐面積あるいは皆伐材積としてカウントしています。環境保全林は、皆伐を避けて間伐を繰り返しながら、広葉樹の侵入を促すものですので、間伐計画の中の切り捨て間伐については、環境保全林における整備ということで位置付けさせていただいております。

また国の木材生産機能維持増進森林というゾーニングが、配置計画の4区分のどれに該当するかについては、資料2-1 17ページの下の図式をご覧ください。国のものが右側、県の配置計画が左側ですが、一番下に書かれている木材生産機能維持増進森林は、配置計画では木材生産林に位置付けています。

(萩巣委員)

二重管理をするということですか。

(事務局) 藤下100年の森づくり推進室長

国のゾーニングと県の配置計画の関係についてのご指摘だと思いますが、二重管理とは考えておらず、国のゾーニングは森林の機能に着目して区分したもの、配置計画は森林の利用という観点から、木材生産に適した森林あるいは環境保全林として守るべき森林というような形で、それぞれの視点を分けて網かけさせていただいているものです。

(中原委員)

資料1の3ページにある森林計画制度については、私は林政審議会の委員をやっており、変更の経緯については十分とは言えませんが、多少なり熟知しております。

今回の計画は、久々に、国が全国森林計画、森林・林業基本計画を変更した中で、非常にうまく反映されていると思います。

ただ、今の萩巣委員の指摘は非常に難しいところだと思います。これについては、もう一度その辺りについて、熟読した上でどう考えるのか。要するに、岐阜県がやっている木材生産林と環境保全林の問題をどうするかということだと思います。その位置付けを国に聞くと、県の意向にお任せしますという回答が出てくるとと思います。それに対し

て、県は、ならば、こういう考えを持って、こういう位置付けによって、こういう数字を算定させてもらいます、という回答はしておかないといけないと思います。

今の萩巢委員のお話というのは、岐阜県の面積や材積、CO<sub>2</sub>吸収源といった計画量が一体どこから出ているのかということに突っ込まれたときに、困ってしまうことを危惧された質問ではないかと私は思います。

(小林委員)

飛騨川地域は、災害が一番多いところですよ。今、河川課においても飛騨川の河川計画が変わったところだと思います。環境保全林の中でも、ここは防災のために大事だという森林があると思うのですが、防災のためのゾーニングだとしたら、それは県や国がきちんとゾーニングしていかなければならないと思います。きちんとゾーニングされていないと、住民は身が守れないと思いますので、そこはきちんとしてもらわないと困ると思います。

今、カーボンニュートラルの話がすごく出ていて、2050年に0にしようと思うと、やはり吸収源がとても大事になってくると思います。港湾の海草までCO<sub>2</sub>の吸収量を算定すると言っているくらいですから、森林はもっと重要視されると思います。そうすると、森林の吸収率、広葉樹林と針葉樹林の吸収率の算定値を持っていないといけないと思います。岐阜県は日本で2番目の森林県ですから、全国の森林の吸収源としていろいろなところから注目されますので、その部分の整合性がきちんとされないとはいけません。

それから温暖化による気候変動に対する防災のところは、一番きっちりとしていただきたいと思いました。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

まず、カーボンニュートラルについて、資料1 22ページの表2をご覧ください。今回、国は2050年カーボンニュートラルを掲げ、全国森林計画の計画量が見直され、岐阜県の割り当て量が示されたところです。森林を若返りさせることによって、森林吸収量を高めようというところですが、岐阜県の造林面積は14,900ヘクタール、単年度では、1,000ヘクタールになります。現在は150から200ヘクタールほどの造林面積ですが、この1,000という数字をいただき、資料の19ページの基本計画の目標数値も令和4年度は300、令和5年度は400、令和8年度にかけて1,000ヘクタールとしています。

表のカッコ書きの数字が実績値で、県全体では令和2年度で185ヘクタールですので、こうした非常に大きな目標数値を掲げて、県としても、国の目指す森林吸収量の達成に向けて今後進めていくという計画とし、整合を図っているところです。

もう一つ、県の配置計画の環境保全林が、災害と対応した森林を指定されているかについて、資料2-1 4ページをご覧ください。下に将来目標区分の図式を載せていま

すが、環境保全林は、主に対象とする森林を保安林などの法規制がある森林などとして  
います。保安林というのは、土砂崩壊の防止を目的とした森林などが指定されてお  
りますので、当然、防災面から守らなければいけない森林などを中心に環境保全林を指定  
していただくよう、市町村担当者に地域の関係者と合意形成をしながら区分整理をして  
いただくものですが、例えば河川沿いの危険な森林があればそういったところを指定され  
ているものと承知しております。

(小林委員)

それもそうですが、飛騨川地域など、もうすでに様々な災害が起きているところにつ  
いて、環境保全林のような漠然とした考え方だけではなくて、もう少し強制力を持った  
もの、あるいは河川と森との関わりでここはやらなければいけないというようなところ  
をきちんと指定できたらいいなということです。

(向井会長)

これは私も同意見になります。資料1 34ページに計画がどういう経緯で作られ  
てきたかがあります。この中で、令和元年度に空中写真の撮影から始まり、計画が作ら  
れていく中で、単に数字を合わせるだけではなくて、やはり大事な森林があるので、そ  
ういうところのピックアップを個別にやっていただきたいというご意見かと思  
います。

そういうことも含めてデータがあると思いますので、計画書に出てくるかどうかわか  
りませんが、そういうことも配慮してやっていただきたいと思  
います。

(事務局) ※高井林政部長

私ども林政部は森林を所管しておりますので、森林という視点では、保安林に指定し  
て県土の保全のために伐採を規制などしている森林もありますし、一方で土砂災害など  
の危険性があれば、山地災害危険地区に指定しているエリアもあります。また、県土整  
備部などの他部局でも砂防法や自然公園法などによる伐採規制があり、そういった  
いろなセクションで総合的に保全をしており、私どもも一生懸命頑張っておりますが、  
全体で守っていこうとしておりますので、そういった手法も取っていることをご理  
解いただきたいと思  
います。

(小林委員)

そういうことがよくわかったうえで、もう間に合わないかなと思っているので、ぜひ  
森林を所管する林政部が中心になって、全部を含めた上での防災ゾーニングをして  
おくべきだし、環境保全林という岐阜県独自の考え方があるのなら、先駆的にやっ  
ていただけたらありがたいなと思  
いました。

(事務局) ※高井林政部長

ゾーニングの最初の手法で、そういった規制の対象森林は環境保全林に入れることと  
していますので、基本的にそういうところは全部、環境保全林に入っております。

(中原委員)

小林委員のおっしゃったことは、時代の流れをヒットしていると思います。今、林政  
部長からも、ここの部分については県土整備部が、という言葉がありました。

小林委員からあった、河川課と連動することは、DXの部分が絡んできていて、その  
DXのデジタルの前のアナログトランスフォーメーションすらできていないというこ  
とではないでしょうか。単体の林政部の話ではなくて、河川に関連した構造物の設置等  
も一体化してやるということ、今、環境状況が複雑になってきているから、それを踏ま  
えた上でやるということ、これからはそういうことが必要だと思います。それとやはり  
数値化することでわかりやすくすること、それが非常に必要な部分だと私は思います。

質問になりますが、19ページに人工造林面積の算定があります。平成30年から令  
和2年まで計画量に対して実績がありますが、この実施率の平均値は43%です。前回  
の審議会でも、マンパワーについて、現状約900人を5年間で1,000人にして、どれだ  
け仕事量を増やすことが可能かと質問した覚えがあります。

第4期基本計画の目標数値が令和4年300ヘクタールから令和8年1,000ヘクタ  
ールという数字が出ていますが、令和8年というのは何年後かということです。現状の約  
3.3倍の面積を造林する。これは、国に出すための数字合わせでも僕はいいと思います。  
ですが、実際これがどれほどの達成率をもってこれから進められるかが、一番大事では  
ないかと思うのですが、その辺りはいかがですか。

(事務局) ※田中森林整備課長

1,000ヘクタールという数字ですが、搬出間伐を皆伐に徐々にシフトし、森林技術者  
も皆伐作業にシフトすることで労働力を確保していきます。伐った以上はまた植える必  
要がありますので、造林や保育にかかる経費についての補助率等の検討や、苗木の確保、  
ICT機器の導入の支援をしながら、目標に向かって進めていくというところです。

(中原委員)

実際に携わっているもので、これが果たして実現可能か、不可能か、いくらコンテナ苗  
を使ったところでどこまでできるか、ということは十分承知した上で質問させていただきました。  
希望的観測、数値であることを踏まえて、これに対して、それに肉付けをど  
うしていくかをやるのが林政部、そして審議会での指摘を受けてそれを真摯に受けとめ  
て考えるというのも林政部、と考えていただければよろしいかと思います。

これについては、森林の機能保全と機能増長、CO<sub>2</sub>の多くの吸収源は岐阜県の民有

林を圧倒的な組織力でカバーしている県森連に頼るところが多いと思いますので、今日代表の方がいらっしゃると思いますが、そういったことを踏まえた上でやっていただきたいと、この場を借りてお願いします。

続きまして二つ目の質問です。14ページに個別計画、伐採面積と材積が載っています。今年はウッドショックで、今まで疲弊してきた木材業界は、今までの借り入れの利息分を返済できるような状況になってきていることは、事実であり、ありがたいことです。

その上で皆伐・間伐含めての数字が載っておりますが、例えば令和4年では、皆伐面積700ヘクタールに対して伐採材積が32万で、素材生産量が22万4000立方という数字があります。今の値段に若干変動があっても、単価1万3500円設定で金額ベースでは令和4年度は30億円ぐらいになります。令和5年は若干上がって25万6000立方ですが大体35億ぐらいになります。間伐の方は当然単価が安くて、森の合板とか、ウッドプロダクトと言われるものになり、ここも金額ベースで大体20億、25億円前後になりますので、業としては大体55億から60億円となります。仕組みが変わってくるとこれがまた増えて、森林総研の数値に照らすと、令和8年ごろには、大体70億から75億円まで伸びることになります。

エネルギー資源としてのバイオマスの需要が相当な部分で高まっていき、昨年度の県内のバイオマス資源への木材利用率は製材製品に次いで41%ぐらいの利用率となっています。そのバイオマスに関わるものは、間伐、皆伐のどちらの木材生産量に含まれているのか、どちらにも含んでないのか、どうなのでしょう。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

伐採材積から木材生産量に換算するときに、皆伐についてはおよそ歩留まりが0.7。間伐については0.66とか、0.67のような数字をかけており、バイオマスも含めて木材生産量としてカウントしています。

(中原委員)

ということは、皆伐も間伐も歩留まり率の中に、バイオマス用のエネルギー資源材も含まれた上で、この数値の木材生産量の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

よろしいです。

(向井会長)

14ページの人工造林の計画面積が、令和4年から8年にかけて300ヘクタールから

1000ヘクタールまで増えています。一方、対応する皆伐の面積が、令和4年の700ヘクタールから令和8年の1,250ヘクタールまでで、いずれも人工造林の面積より上回っています。これがずっと続いていくと、造林未済地がどんどん蓄積していくということ、この計画そのものが示していることになります。それは仕方がないとは思いますが、何らかの解決策を示さないと、伐採面積を算出するカメラルタキセ式も、林齢構成そのものが成り立たなくなると思います。カメラルタキセ式は人工林だから成り立つわけで、天然更新とは言いながら、結局ほったらかしにしてある森林で、どれだけ伐れるのかという話になってくると、何年か経ったらそういう計算さえできなくなる時期がくる可能性があるかと思えます。

もう一つは森林づくり基本計画との整合性が重要です。基本計画は施策主体だとおっしゃいましたが、ぜひ施策の方を頑張っていただかないと、計画も作れないということにならないか非常に心配です。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

向井会長からご指摘のあった皆伐面積と造林面積の差分は、ご指摘の通り天然更新を想定したものです。令和4年度の皆伐面積は700ヘクタールに対して、造林面積が300ヘクタールですから、差分の400ヘクタールは天然更新です。再造林率を4割と想定しているところですが、令和8年度の皆伐面積は1,250ヘクタールで、造林面積は1,000ヘクタールですから、再造林率を8割ぐらいに上げようと想定しているところです。当然こういう計画を掲げて、なるべく造林未済地を生まないように、天然更新の面積も減らしつつ、しっかり再造林を進めていく施策を森林づくり基本計画の方でいろいろ検討させていただいております。

計画と施策が連携しながら、よりよい森林づくりが進むよう我々としても努力させていただきます。

(萩巣委員)

最初の質問は、木材生産林で皆伐されるということで、そこを天然更新するということなのですかという質問でした。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

この計画を作るにあたって、現在の県内の再造林率を調べてみたところ、直近2年で、県全体で3割程度でした。皆伐面積イコール人工造林面積というのは現実を踏まえた数値でないことから、現在の再造林率30%を少しずつ上げていこうと、このような計画を掲げさせていただいたところです。

萩巣委員のご指摘の通り、木材生産林は、基本は再造林すべき森林ですので、今後、再造林が進むようにご支援させていただきたいと思っております。

(荻巣委員)

ありがとうございます。

1,000ヘクタールという造林計画を見て、林政部が本当にこの計画を真摯に考えて、野心的な計画を立てたのだなというのはつくづく思います。

今いろいろお話をさせていただきましたけれども、先ほど中原委員からも叱咤激励を受けましたので、令和8年に向けて、実務の方をやる森林組合系統としては、しっかりとした施策をいただければ、この計画に向かって一生懸命頑張っ参りたいと思うので、よろしくをお願いします。

(中原委員)

ドイツ林業に学べと言われておりますが、ドイツは、一年を通して年間平均気温、降水量が日本よりずっと少ないため、なかなか天然更新はしません。日本は北から南までそれぞれ適地適木で、自然の生態の中で、勝手に雑木林になっていく非常に恵まれた環境があります。その中であって、向井会長がおっしゃったように、人工林だからカメラルタキセが計算できるというのは、ごもつともです。

公共の補助金制度があって、基礎データがあるから我が国は唯一、先んじて吸収源国家として認められたという経緯があるのですが、これが減っていくということは、我が国の吸収源はどんどん減っていくということで、国際的地位もどんどん衰えていくということになります。

今回のCOP26で四つのテーマが論議されましたが、その中に初めて植林がありました。植林というのは新たなところにこれから木を植えましょうということです。2010年から20年の間に、中国は1,400万ヘクタールの新たな造林をやっています。ブラジルは逆にほぼ同じ1,380万ヘクタールの森林が消失しています。中国がこの10年で1,400万ヘクタール植えているということは、その計算式が成り立つ山を、もうすでに確保しているということで、真偽はともかくとしてそういう形になっていきます。

世界貢献を唯一森林ができる我が国ですが、これに関しては、やはり林野庁がどうこう言うのではなくて、各都道府県、岐阜県の場合は林政部で、林野庁に言われなからやらなくていいのではなくて、逆にそれをやり倒すことによって、国の大きな根拠になるものを作る時代が来ているような気がします。

加えて、国際会議で我が国の吸収源は3,800万トンくらい認められているのですが、これはこういった森林整備計画が林野庁に集められて、森林総合研究所で算出しているはずで、そこで聞きたいのは、岐阜県の昨年度のCO<sub>2</sub>の吸収量というのは私有林でどれくらいあるのか、もしわかっているのなら教えていただきたいし、こういうものは今の時代、啓蒙活動として必要だと思いますので、ぜひ今後そういったものを載せていただきたいと思います。

(事務局) ※藤下 100 年の森づくり推進室長

前回の審議会でご審議いただいた基本計画の方には記載していますが、県では環境管理課で調べておまして、2018 年度の岐阜県の森林の吸収量は 132 万トン、6.9%相当と聞いています。

(小林委員)

林政部が出した数字ではないのですか。

(事務局) ※藤下 100 年の森づくり推進室長

森林簿という森林資源の台帳を環境管理課に提供して、そちらで計算した数字です。

(事務局) ※平井林政部次長

県の森林の CO<sub>2</sub> 吸収量は、環境省から提示されている計算式に、因子を当てはめ計算する方式となっており、それによって出された数字です。

誤解のないように CO<sub>2</sub> の吸収量についてご説明させていただきますが、京都議定書を受け、日本は森林の吸収量として 1,300 万炭素トン、CO<sub>2</sub> に換算すると 4,767 万トンが認められました。一方、カナダの場合、森林面積は 310 万平方キロメートルと日本の 10 倍以上ありますが、認められた吸収量は 1,200 万炭素トンです。つまり、日本の炭素の固定量は、世界各国に比べ割り増しで認められており、カナダと比較すると約 10 倍認められていることとなります。その理由は、日本が森林の吸収量を認めるよう強く主張し、各国が合意形成を重視したことから認めてもらえたということです。そのため 1,300 万炭素トンが、日本における森林の CO<sub>2</sub> 吸収量の上限となっております。他の国は削減量の方を頑張るから、吸収量はこの程度でよいということで、日本だけが突出して吸収量を認められた形となっております。これは国の担当者がお話していたことなので、間違いのないと思います。そういう上限の中で、日本の計算式は成り立っており、岐阜県の数値もそれに基づき出しています。

林野庁が何を基準に 1,300 万炭素トンとしたかという点、間伐をしている森林面積が当時そのぐらいだったため、間伐をしている森林、いわゆる「森林経営」が行われている森林の面積を、吸収量の算定の根拠にしたそうです。

小林委員の、森林の吸収量はこの程度のはずがないという疑問はごもっともですが、それは国際協約上の問題として、1,300 万炭素トンという上限があるためです。

また、中原委員が言われたこともまさしくその通りで、岐阜県としてこれでいいのか大変疑問に思っております。

今、森林文化アカデミーと森林研究所で、Jクレジットで認められている以上に、さらに認めてもらう方法がないか、研究を始めさせていただいております。

交渉の相手が国であることから、少し時間がかかるとは思いますが、県としても、努力を続けていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(向井会長)

ご意見が尽きたようならば、答申案についてお諮りしたいと思っておりますが、議員第1号につきまして、原案のとおり、決定することは適当と考えてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(向井会長)

それでは議題1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申することと決定いたします。

ここで、答申文(案)を作成するため、10分間休憩といたします。

～10分間休憩～

(向井会長)

審議を再開いたします。それでは事務局から答申文案の朗読をお願いいたします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

・答申文(案)を朗読

(案)	岐森審第5号 令和3年11月30日
岐阜県知事 古田 肇 様	
	岐阜県森林審議会 会長 向井 譲
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について (答申)	
令和3年11月30日付け林第472号をもって諮問のありました下記について、 原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	

- 1 森林法第5条第1項に基づく飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について
- 2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び長良川森林計画区の地域森林計画の変更について

(向井会長)

ただいまの内容についてご異議はありませんか。

(委員)

異議なし。

(向井会長)

それでは、この内容で答申することといたします。

以上で審議は終了いたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) ※安達治山課長

～資料7に基づき「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について説明～

(向井会長)

ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

(板谷委員)

10ヘクタール以下ということで、審議会に上がってこなかったということですが、一覧表の、開発しようとする森林というのはどんな種類の森林なのか知りたいです。

小さい面積であっても、重要なものが入ってくるならアセスメントすると思うのですが、どういう森林なのか知りたいと思います。

(事務局) ※安達治山課長

この開発対象森林につきましては、地域森林計計画の対象となっている森林です。

(板谷委員)

人工林という事ですか。

(事務局) ※安達治山課長

人工林、天然林問わず地域森林計画が樹立されている森林が対象になってくるということで、計画されていないところは、この許可制度の対象にはなりません。

(萩巣委員)

開発に係る森林の中に保安林とか砂防指定地などがかかっている所はないか、ということだと思います。

(事務局) ※安達治山課長

ご意向を踏まえまして様式を見直すようにして、そのあたりも分かるようにして参ります。

(小林委員)

この中に7つほど太陽光発電の使用許可があります。以前、林地部会で問題になったところで、開発がまた進むと、10ヘクタールプラスアルファで、だんだん広がってしまっていますが、こういうのは把握できるのでしょうか。

太陽光が悪いと言っているわけではなく、これから増えていくものをきちんと把握しておかなければいけないと思います。小出しに開発許可を得ていくと、どんどん大きくなっていったら、それが災害の元になったりするのではないかととても心配です。

開発許可を出して対象森林から外れてしまうと分からないのですが、これはその都度把握していかなくていいのでしょうか。

保安林にしる何にしる、森林全体に与える影響がわからなくてもいいのか、少し疑問に感じたのですが、その辺りはどうでしょうか。

(事務局) ※安達治山課長

委員のおっしゃる通りで、一旦開発が終わってしまうと、対象森林から抜けてしまうということもあるのは事実です。

現状では、開発が完了した後も、3年程度は対象森林区域に入れておいて、すぐその区域が広がらないように監視ができるようにしているのが現状で、そういった措置を今はしています。

ただ3年経って対象森林区域から抜けたときに、面積が広がる恐れもあるのは事実です。

(向井会長)

隣接する地域に10ヘクタール未満の申請があった時は、この対象から外れてしまうのですね。

7ヘクタールの計画がすでに認められていて、それに隣接する地域に開発の申請があったときに、その面積が小さいと審議の対象外だが、実際はくっ付いているから一括して考えないと駄目だというところが問題だということですよね。

(事務局) ※安達治山課長

先ほど、現状の把握が出来ないのではないかとというご意見をいただいていたのですが、森林パトロールを実施しています。熱海の事案もありますので、比較的規模が大きい開発については、定期的にパトロールをしながら、その区域が広がってないかなど監視しています。

(小林委員)

広がってないかということと同時に、他の森林や他の環境への影響に対しても、対象森林から外れてしまうと分からなくなってしまうので、これは森林だけの話ではないかもしれません。

なにか問題点を感じますし、今後かなりあり得る事項だと思いますので、そのあたりを少し考えた方がいいような気がします。もし何かできたら考えてください。よろしくをお願いします。

(宇佐美委員)

カーボンニュートラルとあって、CO<sub>2</sub>を木が吸収してくれる、CO<sub>2</sub>の排出を減らしてプラマイゼロにしましょうという観点から、自然のエネルギーということで太陽光発電という話なのですが、山林の木を伐って、そこに太陽光発電パネルを設置というのはどういうことなのか、すごく矛盾を感じています。

それと、前にも言いましたが、太陽光発電パネルを斜面に設置するのに技術的基準も何もないから、災害が起こりやすくなってしまわないでしょうか。木の根が固定してくれる。それから水を含んでくれる。それがなくなってしまったところで災害が起きるのではないかと危惧していますし、基本的な考え方からすると、木を伐って自然エネルギーを作るというのは何かおかしい、矛盾しているのではないかとずっと思っています。

(向井会長)

多分ここに参加されている皆さん、全員同じような気持ちを持っておられると思います。

今回の地域森林計画にも、今、宇佐美委員からご意見あったことや前回の審議会で審議したことが少しは盛り込まれていたと思いますが、木を育てることと、太陽光というのは相容れない部分があります。森林法の範囲内での審議しかできないのは仕方ないで

すが、その辺りのところも含めてやはり森林を減らさない努力というのは、皆共通でしたいと思います。

それでは、林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について、報告事項を終了したいと思います。

今年も最後の審議会になりますので、委員の皆様から一言ずつだけでもご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(美谷添委員)

私の立場、仕事という観点から意見を言えると一番いいのかなと思い、いつも参加しています。

先ほども言われましたように、この計画の目標を高く持って、それに向かっていくのはとてもいいことです。しかし、そのために具体的にどうするのかということが、現場で作業する人たちにも響いてくるような施策をつけていただきたいと思います。生産量を何十倍にも増やすといった、現状では絶対無理だとわかっているようなことを計画立っているの、その辺りをもう少し具体的に、林業に従事する人材は一体どうしたら一番増えるのか、今の太陽光の話やバイオマス発電の話もそうですが、実際にどうしたら、その目標に向かっていけるのかと思っています。

今、一番私が心配しているのは、バイオマス発電所が各所にできてしまって、そのための燃料を果たしてどこからどうやって持ってくるのかということです。その辺りに転がっているタンコロなどを集めてできるような量ならいいですが、莫大な量がいるということになると、どうしても山をやっている人は、ある程度お金になる方に持って行ってしまいます。使える木も燃やしてしまうということをしごく危惧していますので、計画は計画ですが、それに向けた施策を着実に、現場に合わせてやっていただきたいと思いますので、これはお願いです。

(三井委員)

小林委員がご指摘された話ですが、私は森林審議会と事業評価監視委員会、河川整備計画検討委員会にも入っております。他の委員会では森林の状況はどうなっているのかそれぞれの結びつきが相対的にわかるのですが、森林審議会は、他となかなか結びつきにくいと思います。ほかにも開発審査会にも入っておりますが、開発場所や内容が把握できるようにご説明いただいています。

森林審議会でも他との連携に関して説明いただければと思います。実際には連携していると思うのですが、その連携が見えてこないの、せっかくなのでご説明いただけると、より充実する審議会になると思います。

(桑原委員)

なかなかこの場で発言ができなくて、誠に申し訳なく思っております。

結局のところ、これだけの資料を事前に読んでおはしていますが、どこのポイントを重点的に審議してもらいたいのかを、もう少しつまびらかにしてもらえるとありがたいです。一番何を聞きたいのかを事前にレクチャーしてもらえると、その辺りについて深く考えてもらえると思います。

まずもって、私が気づくような点はおそらく先読みされており、当然、先ほどのソーラーパネルについても、皆様よくわかっているうえでの対応だと思います。

正直言うと、この審議会で何を言ってどうなるのかが、私はよくわからないのです。ここでそれを持ち出して、討論になって、何か今から変わっていくのか、当然そうはならないだろうと思っており、もう少し腹の内をぶちまけていただけると、わかりやすいと思います。その辺りは表裏あると思うので、私もどこまで突っ込んで、何を聞けばよいかわからないところがあり、やはり皆さんも、それに似たような感じで、やんわりとご質問されているのかなと思って聞いています。

ですから、ここだけはしっかり腹を割って話せるようなポイントが各所にあると、私ももう少し突っ込んでお話ができるのかなと思ってます。

(向井会長)

多分、答申などの基本的な路線は、ここで意見を出しても大きく変わるということはないと思います。ただ、出てきた意見は議事録としてまとめていただいていますので、それはいずれ反映されると私たちも期待しておりますので、ぜひそのようなところを汲んでいただき、今後の施策に反映させていただければと思います。

(中原委員)

今の桑原委員のお話はごもつともで、向井会長がおっしゃったように、概ねのところはこの流れで行くということで、今回の内容についてはこの資料でいかがでしょうかで僕はいいと思います。けれど、今年の審議会はこれが3回目で、せつかく2回あるのであれば、その中で、これに関連したこと、時事など何でもいいです。深く皆さんに意見交換をしていただけるようなことを、来年もし3回持てるなら、林政部として、そういう機会を作ることが、皆さんも審議会委員としての役目を果たせるような活発な意見交換になるのではないかと思います。来年以降これを糧として、考えるよい機会ではないかと私は思います。

(向井会長)

会長になったら、事前に審議内容を説明していただけるので、マンツーマンでレクチャーを受けるような感じですので、非常によく理解できます。それを全員に対してというのはなかなか大変かと思いますが、それを何とかいい方法で、例えばオンラインの会

議などで、事前に審議事項を伝達できれば、もっといい審議会になる可能性があると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、ご発言もないようですので、これで議事を閉じさせていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたって誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

(事務局) ※垂見技術総括監

向井会長には、長時間にわたり議事進行をお務めいただき誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえで署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終わります。本日はどうもありがとうございました。

15時15分閉会